

広島市告示(佐伯区)第136号  
令和7年12月17日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年12月17日から同月31日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

路線の種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
市道	佐伯1区372号線	佐伯区石内上一丁目 11439番地14地先から  佐伯区石内北五丁目 5013番地32地先まで	令和7年12月21日